相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡湯河原町宮下三五三番地、最後の住所東京都中野区弥生町五丁目一三番二〇号白石荘二階　被相続人　亡　村田　節

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

事務所東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市富士見平一丁目一三番地一、最後の住所東京都羽村市神明台二丁目八番地一三ドミール羽村一〇二　被相続人　亡　小林　達好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

事務所東京都八王子市明神町四丁目一番九号シャンボール八王子六〇三号室　南多摩桑都法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上條　弘次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目四番、最後の住所東京都武蔵野市境五丁目四番九―一〇六号高橋サンハイツ三号棟　被相続人　亡　小田原　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

事務所東京都八王子市明神町四丁目一番九号シャンボール八王子六〇三号室　南多摩桑都法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上條　弘次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市花館上町一三〇番地内、最後の住所東京都町田市中町三丁目二二番一七―三〇二号　被相続人　亡　石川　光夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都稲城市矢野口六七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原田　サダ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビルディング三階弁護士法人福澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸六丁目一五番地五、最後の住所東京都葛飾区柴又二丁目一番一―一〇四号　被相続人　亡　神田三千子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前五丁目一六番地、最後の住所東京都渋谷区神泉町二五番一号センストラル病院分院内　被相続人　亡　松本　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル四階村木政之法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村木　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水郡新湊町大字新湊放生津町二二九二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　久々湊よき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

富山県高岡市駅南五丁目四番一二号ＢＩＺビル二〇一　相続財産管理人　入江　佑典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市寺田高田五六番地の一一、最後の住所不明　被相続人　亡　松川ツルエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

福井市春山一丁目三番一号　あじさい法律事務所　相続財産管理人　太田　宏史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市那加新田町一丁目七〇番地二、最後の住所岐阜県各務原市那加新田町一丁目七〇番地二　被相続人　亡　香田　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

岐阜市神田町一―八―四プラドビル五Ａ　長良川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　御子柴　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市庄内幸町一丁目九番、最後の住所大阪府豊中市庄内幸町一丁目九番八号　被相続人　亡　森本　尚昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

大阪市北区西天満二―六―八堂島ビル五〇六　相続財産管理人　弁護士　児玉　優子

第47期決算公告

平成28年8月30日　愛知県名古屋市西区新道二丁目15番1号

東海ソフト株式会社

代表取締役　伊藤　秀和

貸借対照表の要旨（平成28年5月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,187	流動負債	1,187
固定資産	831	固定負債	638
		引当金	417
		その他	221
		株主資本	1,181
		資本金	221
		資本剰余金	209
		利益剰余金	791
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	765
		（うち当期純利益）	(234)
		自己株式	△40
		評価・換算差額等	11
資産合計	3,018	負債・純資産合計	3,018

第53期決算公告

平成28年10月4日　東京都豊島区南長崎三丁目34番13号

株式会社ウエマツ

代表取締役　福田　浩志

貸借対照表の要旨（平成28年5月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,478,960	流動負債	1,709,317
固定資産	3,384,153	固定負債	2,981,557
繰延資産	2,616	株主資本	172,746
		資本金	140,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	△67,254
		利益準備金	1,560
		その他利益剰余金	△68,814
		（うち当期純損失）	(135,176)
		評価・換算差額等	2,108
		その他有価証券評価差額金	2,108
資産合計	4,865,728	負債・純資産合計	4,865,728